

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当ではなく、取り消した上で具体的な理由を付記し改めて処分すべきものである。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和元年6月14日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、特定事業者が行った安和栈橋の敷地内への土砂堆積に関する赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書及び計画変更不要通知書等の開示請求が行われた。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書として、『安和栈橋構内製品仮置き』にかかる事業行為届出書一式等8件の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の決定

(1) 当初処分について

実施機関は、本件公文書に第三者に関する情報が記載されていることから、条例第16条第1項の規定により当該第三者に対して公文書の開示に係る意見照会を行ったところ、開示に反対する旨の回答があった。しかし、実施機関は、当該第三者の意見と相違した公文書部分開示決定（以下「当初処分」という。）を行ったため、当該第三者から当初処分に対する審査請求及び執行停止の申立てがなされた。

当該第三者からの審査請求に対して、実施機関は当初処分決定した公文書の開示可否について、沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、審査会からの答申を受けて裁決を行った。

(2) 本件処分について

実施機関は、(1)の裁決後、本件公文書に条例第7条第2号（個人に関する情報）及び同条第3号（法人に関する情報）に該当する情報が記載されていることを理由として、改めて公文書部分開示決定（以下「本件処分」という）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和2年4月28日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

5 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和3年4月30日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

部分開示決定を取り消し、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由（要旨）

不開示部分がいかなる理由で条例第7条第3号に該当するのかが示されていない。

また、第三者から審査請求及び執行停止の申立てがあった場合において、当該第三者と実施機関の判断に争いがない文書については、執行停止せず、開示請求人に開示等決定処分を行うべきである。

第4 実施機関の弁明書（要旨）

審査請求の理由に対する認否については、弁明書別添の「不開示部分及び理由」により、否認する。

「不開示部分及び理由」の一部としては、「赤土等流出防止対策責任者」については、個人の氏名が含まれ、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2項に該当するため不開示とした。また、「赤土等流出防止施設の構造、配置等」については、当該法人の事業行為における具体的な赤土等流出防止対策及び当該法人が行う事業に係る施設の配置が示されており、当該法人が一般に広く公にしていないう経営や事業運営上のノウハウが含まれ、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3項に該当するため不開示とした。

第5 審査会の判断

1 理由付記について

条例第14条第1項は、「実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定している。

理由の付記は、開示請求を拒否する決定を適法にするための要件であり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となるため、開示請求を拒否する処分を行う場合には不開示の理由を明確に付記しなければならないと解されている。

不開示理由の付記については、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきであり、公文書の不開示決

定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第7条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、条例第14条の要求する理由付記としては十分ではない。

審査会において本件処分理由付記を確認すると、開示しないこととなった根拠規定を示すのみにとどまっており、当該規定を適用する根拠が全く示されておらず理由付記に瑕疵があり、条例第14条第1項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であり、取り消されるべきである。

2 執行停止について

審査請求人は、当初処分における第三者からの審査請求の際、実施機関と当該第三者との争いのない文書については、執行停止せず開示決定等処分を行うべきと主張している。この点について確認したところ、審査庁たる実施機関においては、審査請求人が争いのない文書と主張する文書は当初の審査請求内容と関連する部分があったため、開示請求のあった全ての文書の開示等を執行停止したとのことであった。行政不服審査法第25条で規定する執行停止の権限が、審査庁たる実施機関に帰属させていることに照らして、審査請求人の主張については判断しないこととする。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年5月6日	諮問書受理
令和3年10月25日	審議（第328回）
令和3年11月17日	審議（第329回） 実施機関の口頭説明
令和3年12月13日	審議（第330回）
令和4年1月26日	審議（第331回）